

## 危険ドラッグ撲滅に関する決議

危険ドラッグの使用に起因する事故が全国で相次いでおり、東京 23 区内においても、6月 24 日に池袋駅前で発生した暴走車両による 8 人死傷事故をはじめ、脱法ハーブの吸引が原因とみられる事故が続発している。

いわゆる脱法ハーブ等を含む危険ドラッグについては、重篤な健康被害をもたらすばかりでなく、幻覚や意識障害による事故や犯罪等を引き起こす恐れがあり、大麻や覚せい剤等の違法薬物と同等以上の危険性が指摘されている。

にもかかわらず、法規制が追いついていないため、「合法ドラッグ」等と称し、街中の店舗やネット上で売買され、誰もが簡単に入手できる状況にある。とりわけ、購入者の若年化が進んでおり、危険性に対する認識が薄いまま、安易な入手・使用につながっている傾向が見られる。

こうした事態を受け、7月 8 日には、安倍首相自ら対策強化を指示、10 日には、警視庁に総合対策推進本部が設置されるなど、国や都における危険ドラッグ取締り強化の動きが加速している。

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、世界一安全な首都東京の実現は急務であり、もとより、地域の安全・安心を守ることは、我々基礎的自治体である特別区の使命である。

よって、国や都の動きと連携しつつ、危険薬物による事故・犯罪の広域化、若年層への汚染拡大を食い止めるため、23 区が一体となり、危険ドラッグの撲滅に取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成 26 年 7 月 16 日

特別区長会

※決議時は「違法ドラッグ・脱法ドラッグ」の名称で表記していたが、7月 22 日の警察庁と厚生労働省の新名称の発表を踏まえ、「危険ドラッグ」に改めた。